国内特許出願に係る手続

■：職員等　■：大学（イノベーション推進部門）　■：特許庁

職員等

Start!

イノベーション推進部門

まずは様式をチェック！

① 発明等届出書の提出

② 産学連携 URA によるヒアリング

③ 先行技術調査
知的財産審査委員会で特許性の有無等を審査

約2ヶ月

大学帰属に決定

④ 明細書（弁理士が作成）のチェック

⑥ 審査請求を希望

⑦ 知的財産審査委員会にて
審査請求の要否を審査

拒絶理由通知

場合によっては
何度もやり取り

拒絶理由通知への対応検討（弁理士も入る）

⑬ 特許登録

⑭ 実用化状況のヒアリング

⑮ 知的財産審査委員会にて登録から3年後以降
特許を維持するかどうか毎年審査

特許庁

出願から
1年6ヶ月
で公開

⑤ 特許出願

出願から
3年以内

⑧ 審査請求

問題あり

⑨ 実質審査

問題なし

⑩ 意見書・補正書
を提出

⑪ 特許査定

⑫ 3 年分の特許料納付

出願から
20年で
特許権満了

⑯ 特許料納付